



= 共同募金について =

1) 共同募金運動の方針について

共同募金は、各地域に存在する生活課題や地域課題を解決するための活動の財源として位置づけられています。

2) 共同募金と法律について ～社会福祉法と共同募金～

1951（昭和26）年、社会福祉事業法が制定され、「共同募金」が法制化されました。社会福祉法（平成12年に社会福祉事業法から改称）は、社会福祉の基本法であり、共同募金及び共同募金会に関する基本的なことが規定されています。

3) 共同募金の目的について（第112条）

「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。

4) 共同募金の性格について（第116条）

共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

5) 共同募金の配分について（第117条）

共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。

共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

共同募金会は、第112条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

6) 共同募金の特徴について

①民間性・・・「民間の地域福祉活動を財源面で積極的に支えていく役割を果たすために、住民の参加による民間の自主的な活動として行う。」

②地域性・・・「都道府県の地域を単位として実施する。なお、住民の共同募金への主体性を明確にするため、市町村における運動展開を基礎に、その地域性を踏まえ、寄附金を募集し、主としてその区域内の地域福祉活動へ助成する。」

③計画性・・・「地域福祉活動を行う団体等から広く助成についての要望を基に、助成計画及び募金計画に基づいた募金活動及び助成を実施する。」

この計画の立案のためには、配分委員会の設置のほか、住民や社会福祉施設、団体からのニーズを聞くこと、団体からの申請をとること、さらにそれらの申請を審査することなどの活動が求められています。

- ④公開性・・・「住民の信頼の上に成り立つものであることから、積極的に住民に情報を提供するなど、透明性を保持し、常に住民の理解を新たにし、世論の支持のもとに行う。」
- ⑤参画性・・・「組織運営にあたっては、地域福祉活動の担い手をはじめとする関係者及び地域住民の参画により推進することとする。」

＝ 共同募金会の組織について ＝

1) 共同募金の実施主体と活動組織について

共同募金の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。この都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人です。

都道府県共同募金会は、第一線の活動組織として、市・区・町・村に「共同募金委員会」をおいています。また、各共同募金会の全国的な連絡調整を行う機関として、中央共同募金会があります。

2) 共同募金委員会について

各共同募金委員会は、各共同募金会の第1線の活動組織です。その中で、共同募金委員会組織の運営形態を、執行・議決の機能を基礎にした「運営委員会」を設けています。

美咲町共同募金委員会は、岡山県共同募金会美咲町共同募金委員会会則第10条1項として「共同募金委員会に、助成計画の策定や共同募金の助成の審査を行なうことを目的として、審査委員会を設置し、審査委員を9名置く。」としています。

3) 審査委員会の役割について

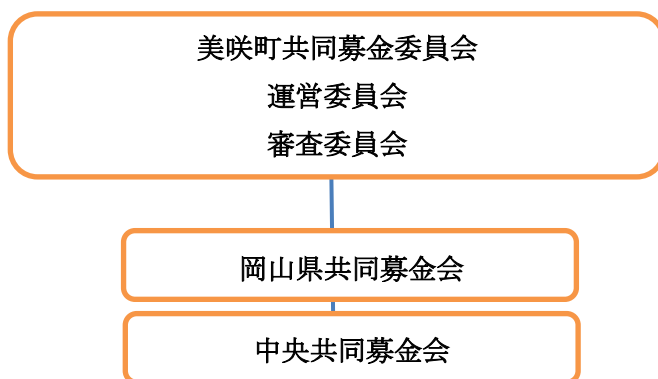
これからの共同募金は、助成に住民の声を反映させ福祉のまちづくりにむけて、市町村の実情に応じた多彩な活動を財政面で支えていくこととなります。共同募金委員会は、「審査委員会」を設けて住民にわかりやすい効果的な助成を行なえるよう進め、総花的、少額、機械的な継続配分を見直し、積極的に草根団体の活動をほりおこしていくことが大切になってきます。

助成の基本

- ①先駆的な助成を行う。
- ②助成期間を限定して行う。
- ③助成の公募を行う。
- ④重点的な助成を行う。
- ⑤保健・医療・教育など、範囲を拡大していく。

役割

- ①先駆的な活動の資金需要の把握
- ②助成プログラムの作成
- ③助成申請団体の調査
- ④助成計画の策定
- ⑤受配事業の評価・効果測定、監査





= 募金活動について =

1) 募金の種類と募金方法について

募金の種類	一般募金	歳末たすけあい募金
募金期間	3か月間 10月1日～12月31日	1か月間 12月1日から12月31日
助成年度	主として翌年度	見舞金は当年度 地域福祉サービス事業は、原則として翌年度
助成事業	民間の社会福祉団体やボランティア団体、施設の行う事業	支援を必要としている方への歳末期間の見舞金品 歳末時期を中心に地域福祉サービス事業、民間社会福祉施設の備品の整備など

* 募金期間・助成時期・助成内容は、都道府県の共同募金会によって多少の違いはあります。

募金方法	
戸別募金	「世帯」を対象とした募金
街頭募金	「通行人」を対象にした募金
法人募金	「企業」を対象とした募金
職域募金	企業、団体、官公庁などの職域で、「従業員」を対象とした募金
学校募金	小学校・中学校・高等学校で、児童・生徒によびかけて行われる募金
イベント募金	イベントを実施して、その場で人々に寄附をお願いする募金

= 共同募金豆知識について =



- ◆ 「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。
- ◇ 共同募金のシンボルは、「赤い羽根」です。
- ◆ 1921（大正10）年に、長崎県で日本で初めての共同募金運動が行われましたが、翌年までの2回限りで終わりました。
- ◇ 1947（昭和22）年、全国的に展開した第1回目の共同募金運動（11月25日～12月25日）がはじまりました。
- ◆ 1959（昭和34）年、共同募金運動（第13回）において、歳末たすけあい募金も共同募金の一環となり、運動期間が、10月1日から12月31日までの3カ月間になりました。